

南箕輪村行政評価委員会設置要綱

平成 23 年 4 月 1 日告示第 32 号

改正

平成 26 年 5 月 23 日告示第 25 号

平成 26 年 7 月 15 日告示第 34 号

(設置)

第 1 条 南箕輪村総合計画に掲げる施策及び当該施策を構成する事務事業の行政評価にあたり、村民の視点に立った客観性及び透明性を確保するため、南箕輪村行政評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 村が行う事務事業の内部評価結果に関して調査審議を行い、村長に対して意見の具申を行うこと。
- (2) 行政評価制度の推進に関して必要な事項を調査審議し、村長に対して意見の具申又は提言を行うこと。

(組織)

第 3 条 委員会は、11 名以内で組織する。

- 2 委員は、村政又は行財政全般において、専門的な識見を有する者のうちから村長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱した日から 3 年間とする。ただし、再任は妨げない。また、委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。